

食安検発第0302003号
平成18年 3月 2日

各検疫所長 殿

食品安全部企画情報課
検疫所業務管理室長
(公印省略)

輸入ばれいしょの生塊茎の検疫所における検体の取扱いについて

輸入ばれいしょの生塊茎については、植物防疫法（昭和25年5月4日法律第151号）に基づき輸入制限が行われていたところですが、平成18年2月1日農林水産省告示第114号により、米国産ばれいしょの生塊茎の輸入解禁に係る植物検疫措置が定められ、当該措置を遵守する場合にあっては輸入可能とされたところですが、今般、検疫所における輸入ばれいしょの生塊茎の検体採取について農林水産省と協議を行った結果、その取り扱いを下記のとおりとすることとしたので、その取り扱い方よろしくお願ひします。

記

- 1 検体の採取を行おうとする検疫所は、別記様式1に示す「サンプル採取申請書」に必要事項を記載の上、輸入検査の前日までにFAXにより管轄の植物防疫所に提出し、別紙の点を遵守し検体の採取を行うこと。
なお、農林水産省から各植物防疫所あての通知を添付するので参考とされたい。
- 2 上記1により採取した検体を輸入食品・検疫検査センターに送付する場合にあっては、平成16年11月19日付け食安発第1119002号に示す「輸入食品等監視指導業務基準」の様式第17号「検体送付票」の特記事項欄に、運搬、分析等に当たり別紙の2の措置が必要な検体である旨を記載すること。また、採取した検体は、別紙の1により容器・袋に入れる等により、密閉状態で送付すること。
- 3 輸入食品・検疫検査センターは、検体開封後の処理時間を可能な限り短縮とともに、検査時及び保管時等における分散防止に留意し、その廃棄にあってはオートクレーブ処理（100℃～120℃未満20分間以上、120℃以上10分間以上）又はこれと同等以上の効果のある処理を行い、別記様式2に担当者名とともにその記録を残すこと。
- 4 上記3に示す処理に係る記録については、植物防疫所からの要請があった場合、これを提示すること。
- 5 なお、検体採取に当たっては、植物防疫所と連携しながら行うとともに、採取した検体等について植物防疫所より別途指示がなされた際には当該指示に従うこと。